

配水管布設等工事の入札参加資格について

項目	令和4年度まで（令和5年3月31日）		令和5年度以降（令和5年4月1日～）
希望工事の種類	管工事	土木一式工事	水道施設工事
建設業許可	管工事	土木一式工事	水道施設工事
経営事項審査	管工事	土木一式工事	<p>管工事又は水道施設工事 （令和7年度以降は水道施設工事業を必須とする予定） （市外業者は令和5年度から水道施設工事が必須）</p>
等級別区分	管工事	土木一式工事	<p>水道施設工事（令和5年度より新設※） 管工事又は水道施設工事のうちいずれか高い方の総合評定値(P)で等級区分(ランク)の格付け。 （令和7年度以降は水道施設工事の総合評定値で格付け予定） （市外業者は令和5年度から水道施設工事の総合評定値で格付け）</p>
給水装置工事	羽曳野市指定給水装置工事業業者であること。		
(参考) 配置技術者	<p>【監理技術者】 ○管工事業</p> <p>【主任技術者】 ○一級又は二級管工事施工管理技士 ○建設業法で規定する管工事業の技術士（対象の部門及び選択科目） ○水道法の規定による給水装置工事主任技術者（実務経験一年以上） ○職業能力開発促進法の規定による技能検定合格者（等級区分及び合格時点により実務経験一年又は三年以上）</p>	<p>【監理技術者】 ○土木工事業</p> <p>【主任技術者】 ○一級又は二級建設機械施工技士 ○一級又は二級土木施工管理技士 ○建設業法で規定する土木工事業の技術士（対象の部門及び選択科目）</p>	<p>【監理技術者】 ○水道施設工事業</p> <p>【主任技術者】 ○一級又は二級土木施工管理技士 ○建設業法で規定する水道施設工事業の技術士（対象の部門及び選択科目）</p>

	<p>○建築士法に規定する建築設備士(実務経験一年以上)</p> <p>【実務経験者】</p> <p>○建設業法で規定する管工事業の実務経験</p>	<p>【実務経験者】</p> <p>○建設業法で規定する土木工事業の実務経験者</p>	<p>【実務経験者】</p> <p>○建設業法で規定する水道施設工事業の実務経験者 (別添「令和 5 年度以降に発注する配水管布設等工事の水道施設工事に配置する実務経験による技術者の登録要件について(お知らせ)」を参照ください。)</p>
--	---	--	--

※別添「令和 5 年度以降における配水管布設等工事の発注業種変更に伴う等級別区分表の新設について(お知らせ)」を参照ください。